諮問庁：国土交通大臣
諮問日：令和７年６月１０日（令和７年（行情）諮問第６４３号）
答申日：令和８年１１月６日（令和８年度（行情）答申第７５８号）
事件名：特定道路に関する特定の文書の不開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「文書１」ないし「文書１３」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、文書１ないし文書６及び文書８ないし文書１３（以下、併せて「本件対象文書１」という。）につき、これを保有していないとして不開示とし、文書７（以下「本件対象文書２」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和７年１月１６日付け国北整総情第７５６号により北陸地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

全て不開示処分に関する取り消しの裁決を求める。処分庁は国道工事事務所と正確に正直に聞いてない、理解してない、文書保有していない行動が発生している文書保有してないなんてありえないしＦＡＸ、電話メモ、議事録、来庁メール市（新潟）とのうちあわせ文書、書類は絶対にあるはず。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（１）所長に決定報告は口頭（答）で報告、了承されたという、－ありえない報告した職員か所長が台帳等に必らず記入しているはず。－口頭（答）報告でも文書は控えは絶対に必要保有してないなら、しなくてもよいという省令や根拠、ルールかくさず正直に開示すべきこと。

（２）設計の修正はできない根拠設計は誰がしたのか修正とは、どのようなことをいうのか。文書を保有してないというありえない処分庁は本当に国道事務所に聞いたのか。いつ聞いたのか、誰に聞いたのか。

（３）コミ協は新潟市の任意団体各コミ協の会長にあいさつ依頼に行っている、何故コミ協なのか、どのような組織なのか文書は保有してないとい

う、市からコミ協を紹介されたのではないか、組織内容も知らず文書も保有せず可能なのか、市と処分庁のうちあわせ文書もないなんて不思議です、処分庁は市の区の地域課名簿の依頼をした、はじめは依頼はしてないと、とぼけたが私に証拠を提出され認めた、申請方法も窓口に行って申請するのに今までとちがった申請方法をやった（上から目線）。

（４）説明会に参加できない住民処分庁は何もルールがない、公式の説明会なのにルールがないなんてありえない、一般的には資料参加関係者にコミ協をとおして回覧すべきでないのか、国の説明会はおそまつです。

（５）自治会未加入世帯等どのように説明していたのか、処分庁は何故ルールを作成しなかったのか、文書を保有しなくてもいいというルールがあるはず、かくさずはずかしがらず、正直に答えてほしかった。

（６）誰の指示で参加できなかった人に参加資料を配付しなかったのか。正直に理由と根拠を説明してほしい。

（７）申請者本人の意見要望開示、何故不開示なのか、処分庁のルールは提出した意見要望等についてはくりの木通信に答えると公表している、公表すると記入してある。申請者は処分庁が実施してないから返してもらいたく申請しました、何故返してもらえないのか、何故返事を記入しないのか、くりの木通信は１０５以上発行されている、約束を守れない通信ならば訂正分を書くべき、大至急返してほしい、理由も聞きたい、個人情報だともいわれてない、はずかしいんでしょうか、答えるのも・・・。請求の段階で指示訂正がないから請求、また、本人の個人の権利とは何をいうのか、何を害するのか、おそれとは、どこがおそれがあるのか、存否を答えることは意見要望を出しているかどうか明らかにするものと認められるとは、どのようなことをいうのか。国交省には公の説明会の場で提出している。参加者や未参加者の意見を一部集約したものです。何度もいうけれども、くりの木通信に記入してない。してないから返してくれといっているだけ。紛失廃棄したのではないか、それもお聞きしたい。

（８）広報で国の職員が録音等公器（機）なのか私物なのか、文書を保有してないという、公器（機）なら外出時持ち出し控えがあるはず、ないということは個人の公器（機）録音作業したのは、ルール違反ではないのか。

（９）議員さんからの依頼市議県議各１名公の場でコミ協の役員がいる場で依頼している。文書保有してないなんてありえない処分庁にはルールがないのか。住民はおお勢の方が知っている、何故隠す必要があるのか議員の名前を消して開示すべき、陳情内容がむずかしい内容だったのではないか、私もお聞きしました。

（１０）コピー代金無料行政サービス等処分庁は理解してない。また文書閲

覧窓口制度目録説明がない条項ルールを知らないのではないか。

（１１）議事録は何故市の図書館ホームページ県の図書館市の行政サービスコーナー市県の情報公開室設置しないのか、工事開始から数十年たっているのに。

（１２）誰のための議事録なのか、沿線住民だけのものではない、公表すると都合の悪いものがあるのではないか、審査庁はていねいに聞いてほしい。

（１３）代替地について質問処分庁に聞いてください文書がないなんていうのはおおうそです。

※　情報公開７５６号申請者は（１）～（１８）まで申請している何故か処分庁は（１）～（１３）までしかない。省略したのなら公開決定時文書で記入すべき。

※　もう少し情公を勉強してほしい、ないものはないなんていうのはおかしい会議録こんな大型工事ないで済まされない。市や県とも協議してるという、このような文書、保有しなくてもいいのか。非常にこわい。

※　審査庁決定事項は内部統一してほしい今後の情報公開において統一したいため。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求について

本件開示請求は、法４条１項に基づき、令和６年１１月１８日付けで、処分庁に対して本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めたものである。

これを受け、処分庁は、令和６年１２月１６日付け国北整総情第６８８号により、法１０条２項による開示決定等の期限延長を経て、令和７年１月１６日付け国北整総情第７５６号により、本件対象文書について、不開示とする決定（原処分）をした。

審査請求人は、令和７年４月１４日付けで、諮問庁に対し、原処分の取消しを求め、本件審査請求を提起した。

２　審査請求人の主張について

上記第２の２のとおり。

３　原処分に対する諮問庁の考え方

（１）本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めたものである。

これに対し処分庁は、本件対象文書１については、作成・保有していないことを理由として及び本件対象文書２については、その存否を答えることは、法５条１号の不開示情報を開示することと同様の結果を生じることになるとし、法８条の規定に基づき、存否を明らかにしないで、不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、審査請求書において原処分の取消しを求めていると解されることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

（２）原処分の妥当性について

ア　本件対象文書１の保有の有無について

処分庁において、本件対象文書１は作成・保有されておらず、不開示としているところ。

また、本件開示請求を受け、処分庁において、事務室、文書庫、執務用パソコン上のデータ等を確認し、本件対象文書１に該当すると思われる行政文書の探索を行ったが保有を確認できなかった。

このように原処分に当たっては、もとより本件対象文書１を作成・保有していないうえ、十分な探索が尽くされたものといえ、これらの結果を覆して本件対象文書１が存在すると判断すべき合理的理由も認められない。

イ　本件対象文書２の存否応答拒否の妥当性について

（ア）本件対象文書２は、審査請求人本人である特定個人から処分庁に意見や要望をした事項に関し、その後の処分庁の対応に関する資料及び審査請求人が提出した資料の開示を求めるものであると認められる。

そうすると、本件開示請求は、その存否を答えるだけで、審査請求人である特定の個人が処分庁に意見や要望をした事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせることになると認められる。

（イ）本件存否情報は、特定個人の氏名が明記されていることから、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められるところ、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているとは認められず、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当しない。

（ウ）したがって、本件対象文書２は、その存否を答えるだけで、法５条１号の不開示情報を開示することとなるため、法８条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否したことは妥当である。

（３）本件各不開示決定の妥当性について

以上のとおり、本件対象文書１については、作成・保有していないことを理由として不開示とし、また、本件対象文書２については、その存否を答えることは、法５条１号の不開示情報を開示することと同様の結果を生じることとなり、法８条の規定に基づき、存否を明らかにしないで不開示とした原処分は妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年６月１０日　　諮問の受理

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受

③　令和８年１０月２日　　審議

④　同月２９日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書を含む複数の文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書１につき、これを保有していないとして不開示とし、本件対象文書２につき、その存否を答えるだけで法５条１号に該当する不開示情報を開示することとなるとして、法８条の規定によりその存否を明らかにしないで開示請求を拒否する原処分を行った。

審査請求人は本件対象文書の開示を求めるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書１の保有の有無及び本件対象文書２の存否応答拒否の妥当性について検討する。

なお、審査請求人は、本件開示請求に対し、本件対象文書以外の文書の開示決定等がされていない旨主張しているものと解されるが、原処分は飽くまで、本件開示請求のうち一部の文書について開示決定等をしたものであり、その余の文書については、原処分とは別に、令和７年１月１６日付け国北整総情第７５５号（以下「別件処分」という。）により一部開示決定が行われているものと認められるため、当該主張に対する判断はしない。

２　本件対象文書１の保有の有無について

（１）当審査会事務局職員をして諮問庁に改めて確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア　都市計画道路「万代島ルート線」は、平成４年に都市計画決定された全長約５．６キロメートルの道路であり、国道７号沼垂道路事業は万代島ルート線のうち１．６キロメートル区間を整備する事業である。

開示請求時点における当該事業の進捗状況は、地域の方や関係機関に設計案の説明を行っている段階であり、設計説明会（第１回）が終了している。そのため、設計説明会（第１回）の開催案内、説明会での説明資料、議事録を作成しており、出席者名簿を取得している。また、設計説明会（第１回）を開催するに当たり、新潟市の地域コミュニティ協議会との打合せ資料を作成している。説明会開催後には説明会の概要を記載した機関紙「くりのき通信」を発行し、事務所ホームページに掲載するとともに自治会に配布している。

本件開示請求のうちこれらの文書の開示を求めるものに対しては、別件処分において開示決定等をした。

イ　他方、審査請求人は、本件開示請求において、本件対象文書１の開示を求めているが、上記アに該当する文書ではなく、処分庁は、これらの文書を作成又は取得していない。

なお、本件対象文書２については、上記アに該当するものとして特定したが、上記第３の３（１）のとおり、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した。

ウ　本件審査請求を受け、念のため、処分庁において、事務室、文書庫、執務用パソコン上のデータ等を確認し、本件対象文書１に該当すると思われる行政文書の探索を行ったが保有を確認できなかった。

（２）これを検討するに、都市計画道路「万代島ルート線」に係る文書の作成・取得の状況についての上記（１）アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。また、本件対象文書が上記（１）アに該当しない旨の上記（１）イの説明についても不自然、不合理とはいえず、上記（１）ウの探索の範囲や方法が不十分であるともいえない。

したがって、本件対象文書１を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは妥当である。

３　本件対象文書２の存否応答拒否の妥当性について

（１）本件対象文書２に係る開示請求書の「請求する行政文書の名称等」欄の記載から、審査請求人である特定個人が本件事業に関し、北陸地方整備局に意見要望を提出したことを前提として、当該意見要望に関して北陸地方整備局の保有する文書の開示を求めるものであり、したがって、本件対象文書２の存否を答えることは、本件事業に関し、特定個人が北陸地方整備局に意見要望を提出したという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

（２）本件存否情報は、法５条１号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報に該当すると認められる。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特定個人からの意見要望の提出の有無については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではない旨説明する。当該諮問庁の説明は是認できるものであり、当該情報については、法５条１号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、本件対象文書２の存否を答えることは、法５条１号の不開示情報を開示することとなるため、法８条の規定により、本件対象文書２の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは妥当である。

４　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

５　付言

本件開示請求は、法３条の規定に基づくものであり、個人情報の保護に関する法律（以下「個情法」という。）７６条１項の規定に基づくものではないが、本件開示請求書の記載からすると、本件対象文書２は審査請求人本人に関する情報の開示を求めるものであることは明白である。これについて、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、開示請求書を受け付けた後、個情法に基づく請求を案内するといった対応はしていないとのことであった。

そうすると、処分庁は、個情法に基づく開示請求をするよう教示すべきであったといえる。今後、開示請求に係る事務手続において、必要に応じて適切な情報提供をするなど、的確な対応が望まれる。

６　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書のうち、本件対象文書１につき、これを保有していないとして不開示とし、本件対象文書２につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法５条１号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、本件対象文書１につき、北陸地方整備局において当該各文書を保有しているとは認められず、不開示としたことは妥当であり、本件対象文書２につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第５部会）

委員　市木政昭、委員　石川千晶、委員　大江裕幸

別紙（本件対象文書）

文書１　設計は変更しない決定したという所長に確認したという期日文書報告内容開示

文書２　設計の修正できないという根拠、設計は誰がしたのか、修正とはどのようなことを修正というのか

文書３　コミ協に依頼は誰が決めたのか、何故コミ協なのか、コミ協はどのような組織なのか

文書４　説明会に参加できない住民は国と市はコミ協にどのように依頼したのか、国と市には規則はあるのか

文書５　自治会未加入借家等市民にはどのように説明していたのか、規則

文書６　誰の指示で参加できなかった人に資料を配布しなかったのか

文書７　申請者特定個人の意見要望回答と提出した資料開示

文書８　当日持参したパソコン録音機器等は公器なのか私物なのか。公器なら沿線住民等にも資料や質問事項等何故配布閲覧しないのか誰の指示か

文書９　議員さん等から依頼

文書１０　コピー代金無料、有料、行政サービスルール

文書１１　議事録は無料で申請したら受理できるのか

文書１２　誰のための議事録なのか

文書１３　代替地で空家建物を国が買収し引っこしをする市民に提供できるのか